

魅力と活力ある東弁に！

理事者室から

6名の副会長が理事者室の取り組みを毎月ご報告します。

新人へのエール

副会長 船木 秀信 (42期)

67期司法修習生の一斉入会登録で、東京弁護士会には250名の登録申請がなされ、10月21日の臨時常議員会で承認されました（その後一部取り下げられています）。弁護士界に新しい旋風を吹き込む若い力に、大いに期待したいところです。

しかし気になることもあります。東弁事務局に提出された250通の申請書類のうち、なんと165通が、記載不備のため訂正が求められました。会員課では2日間にわたり、17:30～19:00、職員総出で窓口訂正に対応

いたしました。記載例が同封されているにもかかわらず、本籍欄の記載のないもの、氏名欄に押印のないもの、修正印、契印のないもの、プリンターの不良の影響か欠字のままのもの、事務所の電話番号の誤記、本籍表示が戸籍上の表記と異なるもの等々、形式的な不備が65.7%に達しているということです。それぞれ事情はあるのでしょうか。しかし、今後、言い訳の利かないプロの世界で生きていくという、強い自覚を持っていただきたいと願うばかりです。

総会

副会長 柴垣 明彦 (44期)

みなさん、こんにちは。すでに11月18日には当会の臨時総会を行いました。また、12月5日には日弁連の臨時総会があり、さらに来年3月16日は本年度2回目の当会の臨時総会が予定されています。総会は弁護士会としての最高の意思決定の場です。会員7200人余りと多いのですが、本人出席200人を確保するのが大変です。

弁護士自治を守りより強固にしていくためには、やは

り会員本人が出席して意見を述べるということが必要だと思います。議案自体が面白くない（関心が持てる議案もあると思いますが）というご批判はあろうかと思いますが、それでもなお、出席のうえ発言をしていく姿勢が必要なのではないかと理事者になって思います。

なかなか、共有できない思いかもしれませんが、理事者室からのメッセージとして受け止めていただけると嬉しいです。

贖罪寄付を東弁に

副会長 彦坂 浩一 (44期)

東弁では、一弁・二弁とともに、被疑者弁護援助や少年付添援助について加算援助事業を行っています。

障がいがある方の弁護のためには、社会福祉士や精神保健福祉士との連携が必要となることがありますが、更生計画書の作成のための実費等が問題となっています。この解決のために加算援助制度の改正による対応が可能かが今後の検討課題です。

これら加算援助制度の貴重な財源となっているのが、東弁に寄せられる贖罪寄付（被疑者・被告人の改悛の真情を表すための寄付）です。東弁に寄せられた贖罪寄付の半額は、日弁連が行う犯罪被害者、外国人、難民、子ども、高齢者・障がい者・ホームレス等の法律援助の財源にもなります。

被害者なき犯罪等の情状弁護の際には、東弁に対する贖罪寄付をご検討ください。

将来に向かっての法律研究部の意義

副会長 松田 純一 (45 期)

法律研究部は、現在17あり、研究・研修や講師や法律専門家派遣、そして論文発表など大きな貢献をいただいております。事務局職員は入退会管理は行いますが、出欠管理や資料配布はしておらず、各部には、年間10万円の研修費を支出しますが、自律的に活動されています。

そのあり方は、当会全体の将来の「研修・研究」ニーズにヒントを与えてくれていると思います。個人的に

は若干のルール化は必要だと思いますが、予算配慮も行い、新たなコミュニティとしてますます発展していただきたいと願っております。

なお、例年、委員会の統合が検討されますが、事務局職員が出欠管理、資料作成、コピー等を行う負担が大きい状態にあります。IT活用やペーパーレス化への取組が必要だと思いますが、法律研究部のあり方も大変参考になると思います。

IBA東京大会

副会長 栗林 勉 (45 期)

IBAの東京大会が10月19日から24日まで、有楽町国際フォーラムで開催されました。世界各国から6300名を超える弁護士の参加があり、大盛況のうちに無事に終了しました。当会では、友好協定を結んでいるパリ弁護士会、香港弁護士会の役員と個別に打ち合わせを行い、人の相互派遣を含む今後の協力関係について話し合うとともに、10月22日には、世界大都市弁護士会リーダーズ会議(WCBL)に所属する弁護士

会の役員約50名をお招きし、昼食会を開催しました。当会としてもこれだけ多くの海外のお客様をお招きしての昼食会の開催は初めてのことであり、無事に行うことができるかどうか心配しておりましたが、国際委員会の委員をはじめとして多くの会員の協力のもとに、大盛況のうちに終了することができました。ボランティアで協力いただいた皆様、本当にありがとうございました。

立川支部本庁化・多摩支部本会化推進本部の設置

副会長 富永 忠祐 (46 期)

10月24日午後4時から弁護士会多摩支部において、東京弁護士会多摩支部臨時総会が開催され、「東京地方・家庭裁判所立川支部本庁化及び弁護士会多摩支部本会化推進本部」の設置が満場一致で承認されました。これは、420万人にのぼる多摩地域の市民のためのリーガルサービスの充実のためには、東京地方・家庭裁判所立川支部を本庁化し、かつ東京三会の多摩支部を統合して本会化することが必須であることから、その

ための実行組織を立ち上げるものです。

平成30年4月からは、多摩支部会員は、多摩地域に事務所を有することが資格要件となり、23区内に事務所を有する会員はその資格を失いますので、それまでの約3年間に東京三会で歩調を合わせて多摩支部の組織をより一層強化することが重要です。推進本部の設置は、本庁化・本会化に向けて大きな一歩を踏み出したものであり、今後の発展が大いに期待されます。